



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年5月16日 No.85

転勤に伴う「移転休暇（有給休暇）」が取得できない！？

中央本部は5月13日、申第21号「転勤に伴う『移転休暇』に関する申し入れ」を経営側に提出しました。

現在の「就業規則」では転勤に伴い引っ越しをする場合、会社が認めたときは有給休暇として下記のとおり「移転休暇」を付与すると定めています。しかし、実際に申請しても移転休暇の承認がされない実態があることから、この間、東日本ユニオンの組合員のみならず、他労組や労働組合未加入の社員からも、さまざまな疑問や不満の声が寄せられています。

私たち東日本ユニオンは、会社都合による人事異動で生じる引っ越しなどに対応するため「移転休暇」を申請した社員の誰もが取得可能となることをめざし取り組みます。



【就業規則】第6節第77条(8)

1回に限り2日以内。ただし、一たん赴任した社員が後日引越しをする場合は、順路による往復のための必要な日数を加えることがある。

【申し入れ項目】

1. 人事異動による引っ越しを伴う転勤については、取得制限をなくし、移転休暇の申請があった場合には承認すること。
2. 事前通知を受けた日から移転休暇の取得を可能とすること。

東日本ユニオンは、JR東日本で働くすべての労働者の労働条件の向上をめざします！



私たちは「移転休暇」を必要とする社員が、所属する支社や職場を問わず取得可能とすることは、JR東日本で働くすべての労働者に共通する課題だと考えています。

働く者の力をあわせて労働条件の向上をめざし、中央本部は他の労働組合にも取り組みに対する協力を要請しました。

東日本ユニオンに加入して、一緒に労働条件の向上をめざそう！